

取引所（レバレッジ）サービスの重要事項説明書

取引所（レバレッジ）サービスにおける取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

また、お客様は、取引所（レバレッジ）サービスにおける取引を行う上で、本説明書のほか、当社の約款、確認書、取引ルール等に拘束されますので、あらかじめよくお読みいただき、ご理解、ご同意の上で取引を行ってください。

取引所（レバレッジ）サービスにおける取引は、取引対象である仮想通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。取引所（レバレッジ）サービスにおける取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

取引所（レバレッジ）サービスにおける 取引のリスク等重要事項について

取引所（レバレッジ）サービスにおける取引は、取引対象である仮想通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。また、証拠金率の設定状況、急激な価格の変動、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいこと等により、その損失の額が証拠金の額を上回る可能性があります。なお、取引所（レバレッジ）サービスにおける取引は、証拠金の元本及び利益が保証されたものではありません。

お客様からのご注文状況等により、意図した取引ができない可能性があります。

取引所（レバレッジ）サービスにおける取引は、当社とお客様の間で行う

相対取引です。したがって、当社の業務又は財産の状況によっては、当社の信用状態が悪化する結果、お客様が損失を被るおそれがあります。

なお、当社の主要なカバー取引は、以下のうち複数と行います。

- ・株式会社フィスコ仮想通貨取引所(仮想通貨交換業者)
- ・Binance (Cryptocurrency exchange)
- ・Bittrex, Inc (Cryptocurrency exchange)
- ・B2C2 JAPAN株式会社 (Cryptocurrency liquidity providers)
- ・B2C2 limited (Cryptocurrency liquidity providers)
- ・Coinbase, Inc (Cryptocurrency exchange)
- ・Coincheck株式会社(仮想通貨交換業者)
- ・Cumberland DRW LLC(Cryptocurrency liquidity providers)
- ・FXCH limited (Cryptocurrency liquidity providers)
- ・GMO-Z.com Trade UK limited(Financial intermediation)
- ・LMAX digital(Cryptocurrency exchange)
- ・Mint Exchange, Inc(Cryptocurrency market data service)
- ・Payward, inc(Cryptocurrency exchange)
- ・Tai Mo Shan Limited(Digital currency exchange)
- ・QUOINE株式会社(仮想通貨交換業者)

当社では、かかる取引において利益相反が生ずるおそれがありますが、他取引所等の実勢価格（参照レート）を通じて、適正な価格を提示し、お客様との利益相反を防止するよう努めております。

取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消し等が行えない可能性があります。

将来的な法制度や税制又は政策の変更等により、取引の制限又は税の適用関係の変更等がなされ、現状の各種取扱いが変更となるリスクがあります。

ハードフォーク、悪意のあるマイナーの攻撃、サイバー攻撃などの仮想通

貨特有のリスクが生じた場合には、取引に影響を与える場合があります。

建玉が翌営業日に繰り越された場合には、建玉金額の0.04%相当額をレバレッジ手数料として徴収します。全ての建玉を同一営業日中に決済した場合には、レバレッジ手数料はかかりません。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

当社は、お客様が取引所（レバレッジ）サービスにおける取引のために当社に預託した金銭を、お客様の金銭であることがその名義により明らかな口座に預金する方法により、自己の固有財産である金銭と分別して管理しています。また、お客様が当社に預託した仮想通貨と自己の固有財産である仮想通貨とを明確に区分し、かつ、お客様の仮想通貨については、どのお客様の仮想通貨であるかが直ちに判別できる状態で管理しています。

当社では、お客様財産である金銭及び仮想通貨について、業務に必要な設備を設け、かかる設備を運用するために十分な人員を確保しております。

当社では、即時送付に必要な分以外の仮想通貨は、インターネットから隔離された「コールドウォレット」にて保管しております。さらに、コールドウォレットからホットウォレットに仮想通貨を移動する際には複数部署の承認が必要な体制となっているため、複数名によって厳重に監視された状態でのみ、コールドウォレットからの仮想通貨の移動が可能となっております。

また、仮想通貨送付の際に複数の秘密鍵を必要とする「マルチシグ（マルチシグネチャ）」についても、当社のセキュリティ基準を満たす各仮想通貨に導入しており、秘密鍵をセキュリティ構成の異なる複数の場所に保管することでリスク低減を図っております。また、運用方法については、社内規程に基準を設けており、厳格に管理しております。

なお、当社に対するサイバー攻撃等の結果、当社の責に帰すべき事由によりお客様から預託を受けた仮想通貨が漏えいした場合には、法令に従いお客様が被った損害を賠償致します。賠償を行う場合には、それぞれ個別具体的

な漏えい事案に応じて速やかに実施することとし、損害賠償の発生時点において、漏えいした仮想通貨の種類、その調達の高難性、漏えい後の値動き、その他関連する事情を勘案して、金銭又は仮想通貨若しくはその他の方法により決定致します。

取引所（レバレッジ）サービスにおける取引の手続等について

お客様が当社と取引所（レバレッジ）サービスにおける取引を行う際の手続等の概要は、次のとおりです。

1. 取引の開始

（1）本説明書の交付

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、内容をもれなくご覧になり、取引所（レバレッジ）サービスにおける取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書にご同意ください。

（2）取引所（レバレッジ）サービスにおける取引口座の開設

取引所（レバレッジ）サービスにおける取引の開始に当たっては、あらかじめ「取引所サービス約款」、当社の定める取引ルール等にご同意いただいた上で、取引所（レバレッジ）サービスにおける取引口座（以下「本口座」といいます。）の開設をお申し込みください。なお、本口座を開設するには、当社所定の口座開設基準を満たすことが必要です。

2. 取引対象の銘柄

当社が取り扱う銘柄は、次のとおりです。

- ・ビットコイン（仮想通貨）／日本円
- ・イーサリアム（仮想通貨）／日本円
- ・ビットコインキャッシュ（仮想通貨）／日本円
- ・ライトコイン（仮想通貨）／日本円
- ・リップル（仮想通貨）／日本円

3. 取引価格

当社は、銘柄ごとの売買気配値を板情報として取引画面に表示します。

お客様の注文時に取引画面に表示される現在値は、取引成立の結果として表示されるものであって、その価格で約定することを示したものではありません。約定価格は、当社が注文を受け付けた後、お客様の注文と対当

する他の注文（当社がマーケットメイカーとしてした注文を含みます。）とのマッチング処理を行った結果として決定されます。したがって、相場の変動等により、お客様の注文時に取引画面に表示されていた気配値又はお客様が注文時に指定した価格と異なる価格で約定する場合があります。

4. 相場急変時等における価格配信及び注文受付の停止及び再開について
次のような場合には、当社は、価格配信及び注文受付を停止する場合があります。

- ・当社のカバー取引先等の全てが価格配信を停止したとき。
- ・当社のカバー取引先等が提示する取引価格の全てが市場実勢を反映していないと当社が判断したとき。
- ・市場における仮想通貨取引量の低下等により、適正な取引価格生成ができないと当社が判断したとき。

当社は、価格配信を停止した後、当社のカバー取引先等が市場実勢を反映した取引価格を提示していると判断した場合には、価格配信を再開します。

当社は、価格配信を停止している間は、成行注文の受付を停止しますが、指値注文については、市場実勢から乖離しない範囲で直近の取引価格を基準として注文を受け付けます。

当社は、価格配信を停止している間は、価格配信を停止する前又は停止している間に受け付けた注文を執行しません。したがって、当該注文は、当社が価格配信を再開した時点の取引価格を基準として約定する結果、証拠金の額を大幅に上回る損失が生じることがあります。

取引所（レバレッジ）サービスと同一又は類似するサービスを取り扱う事業者によっては、カバー取引先等が異なる場合があるため、当社の価格配信の停止及び再開の時期や条件が、他の事業者と異なる場合があります。また、相場急変時等においては、各カバー取引先等のスプレッド等が大きく異なる場合があるため、同時期に約定した取引であっても、事業者によって約定価格が大きく異なる場合があります。

（次ページに続く）

5. 取引単位

取引単位（最小注文数量）は、下表の通りです。

銘柄	取引単位・最小注文数量
ビットコイン／日本円	0.01 BTC
イーサリアム／日本円	0.1 ETH
ビットコインキャッシュ／日本円	0.1 BCH
ライトコイン／日本円	1 LTC
リップル／日本円	10 XRP

6. 上限数量

最大注文数量は新規・決済ともに、下表の通りです。但し、ロスカット時を除きます。

銘柄	最大注文数量
ビットコイン／日本円	25 BTC
イーサリアム／日本円	300 ETH
ビットコインキャッシュ／日本円	300 BCH
ライトコイン／日本円	500 LTC
リップル／日本円	300,000 XRP

7. 注文の受付

原則として、①取引画面を操作する方法による注文、又は②当社が提供するAPIによる注文のみを受け付けます。訪問、電話及び窓口、当社が提供するプログラム以外のプログラム等による注文は、別途当社が指定する場合を除いて、一切受け付けません。

当社は、その保有するリスク等に鑑み適切であると認めるとき等は、新規注文の受付を停止する場合があります。

8. 注文の指示事項

取引所（レバレッジ）サービスにおける取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、上記「6. 注文の受付」に定める方法により、別途当社が指定する事項を正確に指示してください。

9. 注文の執行

（1）成行注文

成行注文は、お客様が価格を指定せず、銘柄と数量のみを指定して発注する注文をいいます。

成行注文は、指値注文に優先して約定されます。

お客様が買い注文をした場合は、当該時点でもっとも安い価格の売り注文と対当して約定し、お客様が売り注文をした場合は、当該時点でもっとも高い価格の買い注文と対当して約定します。

当社が注文を受け付けた後、お客様の注文と対当する他の注文とのマッチングを行った結果として約定処理がなされるため、スリッページが発生する場合があります。

相場が大きく買い又は売りに傾いている場合には、成行注文を発注した際に、お客様が想定していた価格と大きく異なる価格で約定する場合がありますので、ご注意ください。

（2）指値注文

指値注文は、お客様が価格を指定して発注する注文です。

お客様が買い注文を発注した場合は、当該買い注文の指値以下の指値又は成行の売り注文がある場合に、もっとも有利な価格（もっとも安い価格）の売り注文と対当して約定されます。お客様が売り注文をした場合は、当該売り注文の指値以上の指値又は成行の買い注文がある場合に、もっとも有利な価格（もっとも高い価格）の買い注文と対当して約定されます。対当する注文の決定は、価格優先、時間優先のルールによって行われます。

（3）取引再開時の注文の執行

当社がメンテナンス等のため取引所（レバレッジ）サービスの提供を停止し、再開した場合には、取引所はプレオープンとなり、一定時間（現行約30分間）経過した後にオープンとなります。メンテナンス中は新規の注文受付、注文の変更、注文の取消を行うことはできません（ただし、当社所定の注文の変更はこの限りではありません。）。そのため、メンテナンス中に仮想通貨の相場が急激に変動した場合等に、約定済の建玉について、サービス再開後にロスカットになるおそれがあります。プレオープンでは新規の注文受付、注文の変更を行うことはできず、既存の注文の取消のみ可能となります。メンテナンス等のため取引所（レバレッジ）サービスの提供を停止した場合、その時点で約定されていない成行注文は失効し、指値注文は取引所（レバレッジ）サービス再開後も有効に存続し板情報として引き継がれます。

（4）複数の注文の執行

複数の注文は価格優先、時間優先で執行されます。成行注文は価格優先のルールでは最も優先されるため、複数の成行注文は、当社が注文を受け付けた順に執行されます。複数の指値注文は、価格によって対当する注文を判定して執行されますが、価格が同じ場合は、当社が先に受け付けた注文から執行されます。

10．両建て取引

同一の仮想通貨銘柄の売建玉と買建玉を同時に持つことを「両建て取引」といいます。両建て取引については、お客様より申出があった場合には受け付けますが、両建て取引は、お客様にとって、レバレッジ手数料を二重に負担すること等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

11．証拠金

取引所（レバレッジ）サービスにおける取引の新規注文をするときは、証拠金必要額以上の額を当社に預託していただきます。お客様が当社に預託された金銭の残高から店頭仮想通貨証拠金取引にかかる必要証拠金額を減算した額が当サービスにおける当社に預託された証拠金の額（以下

「証拠金預託額」といいます。)として取り扱われます。お客様が当社に預託している仮想通貨は、証拠金預託額に算入されません。

証拠金必要額は、個別の建玉ごとにお客様があらかじめ指定したロスカット基準額（以下「ロスカットレート」といいます。）に、当社が指定する割合を乗じて計算される証拠金額を計算した上で、当該証拠金額を全銘柄分、合算する方法で計算されます。お客様がロスカットレートを指定していない場合には、必要証拠金額から当社が計算した価格がロスカットレートとして設定されます。

預託している証拠金は、証拠金預託額が証拠金必要額を下回らない範囲で、引き出すことができます。

(次ページに続く)

12. ロスカットルール

当社は、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、以下の各号に定める場合（併せて以下「ロスカット条件」といいます。）にロスカットを執行することができるものとします。

ロスカット条件	ロスカットの執行方法
未決済の建玉ごとにお客様が設定したロスカットレートに、現在値が到達した場合 （お客様がロスカットレートを設定していない場合、必要証拠金から計算した当社所定額）	<ul style="list-style-type: none">・当該ロスカット条件が成就した建玉に対する全ての約定前の決済注文を失効させること。・当該ロスカット条件が成就した未決済の建玉を強制決済（反対売買）すること。
証拠金預託額が、証拠金必要額に対する当社所定の基準を下回った場合	<ul style="list-style-type: none">・全ての約定前の注文を失効させること。・全ての未決済の建玉を強制決済（反対売買）すること。
その他取引ルールに定める条件が成就した場合	<ul style="list-style-type: none">・全ての約定前の注文を失効させること。・取引ルールに定める未決済の建玉を強制決済（反対売買）すること。

当社のシステムは、約定を起点として、現在値がお客様の建玉に指定されたロスカットレートに到達したかを判定し、ロスカット注文を執行します。ロスカットレートはロスカット処理が発動される価格であり、注文執行のタイミングや相場の状況により、ロスカットレートよりも不利な価格で約定される場合があります。また、証拠金預託額と必要証拠金合計額は、一定の間隔で監視しており、また、ロスカットの執行には、ある程度の時間を要するため、お客様の証拠金預託額が上記の数値を下回ったとしても、必ずしも直ちにお客様の建玉が決済されるわけではありません。したがって、相場が急激に変動した場合には、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。証拠金の額を上回る損失が生じた場合には、その超過額を

お支払いただきます。

1 3. 債務の履行の方法

取引所（レバレッジ）サービスにおける取引に必要な証拠金その他の金銭は、当社が指定する金融機関の口座にお振り込みください。お客様が債務の履行を怠った場合には、お客様が当社に預託している金銭及び仮想通貨について、その引出しを停止するとともに、当社所定の方法により、債務の充当のために処分をすることがあります。

1 4. 決済の方法

建玉の決済は、（１）反対売買による差金決済、又は（２）現引き若しくは現渡しによって行われます。その具体的な方法は次の通りです。

（１）反対売買による差金決済

差金決済による金銭の受渡しは、本口座における金銭の残高に反映する方法により、原則として、反対売買を行った後、速やかに行われます。

（２）現引き若しくは現渡しによる決済

「現引き」による決済の場合、当社は、所定の審査確認を行った後、決済時に当該決済に係る注文に定める代金をお客様の本口座から引き落としした後、仮想通貨の現物を本口座に送付します。

「現渡し」による決済の場合、当社は、所定の審査確認を行った後、決済時に当該決済に係る注文に定める仮想通貨の現物をお客様の本口座から引き落としした後、代金を本口座に送金します。

1 5. 取引の成立等の報告

注文をした取引所（レバレッジ）サービスにおける取引が成立したときは、当社は、成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。また、当社は、取引状況をご確認いただくため、当社所定の報告対象期間ごとに、当社の商号及び登録番号ほか、お客様から受領した金銭の額又は仮想通貨の数量、受領年月日、成立した都度の取引の内容、お客様の報告対象期間において報告対象期間の末日における建玉及び証拠金

の現在高等を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

これらの報告書は、当社所定の期間が経過するまで、取引画面上においてファイルをお客様の閲覧に供する方法により交付されます。

これらの報告書の内容は、必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社に直接ご照会ください。

16. 手数料

取引所（レバレッジ）サービスでは、取引に応じて以下の手数料が発生します。

手数料の種類	内容
現引・現渡手数料	現引き又は現渡しでの決済時に、建玉金額の20%相当額を徴収します。
ロスカット手数料	ロスカット注文発注時に、建玉金額の0.5%相当額を徴収します。
レバレッジ手数料	建玉が翌営業日に繰り越された場合に、建玉金額の0.04%相当額を徴収します。 全ての建玉を同一営業日中に決済した場合には、レバレッジ手数料はかかりません。 なお、営業日の終了時間は、日本時間の翌日午前6時です。

17. スワップポイント

スワップポイントは、発生しません。

取引所（レバレッジ）サービスにおける取引の仕組み、取引の手続等について、詳しくは当社にお尋ねください。

（次ページに続く）

当社の概要について

商号等	GMOコイン株式会社
本店所在地	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20番1号
電話番号	050-3205-0808
設立年月日	平成28年10月11日

苦情受付について

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。
受付時間：平日9時～17時（臨時メンテナンス時間を除きます。）
窓 口：お客様相談窓口
受付方法：電話

以上

取引所（レバレッジ）サービスにおける取引に関する主要な用語

■ 決済注文（けっさいちゅうもん）

建玉を決済し、損益を確定するための注文をいいます。⇔新規注文

■ 現引き（げんびき）

決済時に当該決済にかかる新規注文に定める代金を支払い、仮想通貨を受け取ることをいいます。⇔現渡し

■ 現渡し（げんわたし）

決済時に当該決済にかかる新規注文に定める仮想通貨を引き渡して、代金を受け取ることをいいます。⇔現引き

■ 差金決済（さきんけっさい）

仮想通貨の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する方法により決済することをいいます。⇔受渡決済

■ 証拠金（しょうこきん）

取引所（レバレッジ）サービスにおける取引の契約義務の履行を確保するために、お客様が当社に差し入れる保証金をいいます。

■ 新規注文（しんきちゅうもん）

新たに建玉を保有するための注文をいいます。⇔決済注文

■ スリッページ

お客様の注文時に取引画面に表示されていた価格又はお客様が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

■ スワップポイント

ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、仮想通貨銘柄間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をいいます。

■ 建玉（たてぎょく）

新規注文の約定によって生じる権利義務等をお客様が保有する状態をいいます。新規注文が売りの場合には、売建玉、買いの場合には、買建玉といいます。

■ 反対売買

建玉を決済するために、買建玉の場合には、売付取引、売建玉の場合には、買付取引をすることをいいます。

（次ページに続く）

■両建て取引（りょうだてとりひき）

同一仮想通貨銘柄の売建玉と買建玉を同時に保有することをいいます。

■レバレッジ

差し入れた証拠金の額よりも大きな金額の取引が可能であることをいいます。例えば、1万円の証拠金により10万円の取引が可能であることをレバレッジ10倍といいます。

■ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、当社が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

■ロールオーバー

同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

以上